

白井市における用途地域による建築物の高さ等の制限

建築物の高さの制限等の有無

	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ	日影
第1種、第2種低層住居専用地域	●		●	●	●
第1種、第2種中高層住居専用地域	●	●	● 高		●
第1種、第2種住居、準住居地域	●	●	※ 高		●
近隣商業地域	●	●	※ 高		
準工業、工業、工業専用地域	●	●	※ 高		●（準工業地域の一部）
市街化調整区域	●	●			

※高 高度地区の指定がある場合、高度斜線あり

道路斜線制限

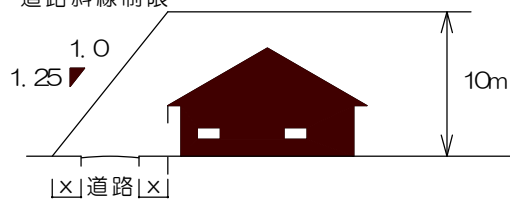
	容積率	適用距離	斜線の傾き
第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居、準住居地域	$S \leq 200\%$	20m	1.25/1
近隣商業地域 準工業、工業、工業専用地域 市外化調整区域	$S \leq 200\%$	20m	1.5/1

北側斜線制限

	立上りの高さ	斜線の傾き	絶対高さ
第1種、第2種低層住居専用地域	5m	1.25/1	10m

第1種、第2種低層住居専用地域

道路斜線制限



北側斜線制限



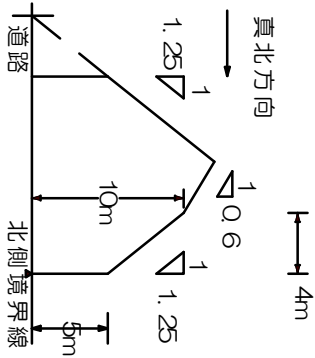
日影制限

対象区域			日影制限			対象建築物	測定面高さ
用途地域	容積率	高度地区の指定	5mを超え10m以下の範囲	10mを超える範囲		軒高7m超又は階数3以上(地階を含まない)	1.5m
第1種、第2種低層住居専用地域	80%		(一) 3時間	2時間			
	100%、150%		(二) 4時間	2.5時間			
第1種、第2種中高層住居専用地域	200%	第1種高度	(一) 3時間	2時間			
		上記以外の地区	(二) 4時間	2.5時間			
第1種、第2種住居、準住居地域	200%	第1・2種高度	(一) 4時間	2.5時間			
		上記以外の地区	(二) 5時間	3時間			
準工業	200%	第1種高度	(一) 4時間	2.5時間			
		第2種高度	(二) 5時間	3時間			

※白井市の近隣商業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域には日影制限はありません

●高度地区の斜線制限【高さ制限】

①第1種高度地区



①第2種高度地区

